

○私用車の公務使用に関する規程

〔平成 13 年 3 月 5 日
規程第 2 号〕

改正 平成 17 年 12 月 26 日 規程第 15 号

私用車の公務使用に関する規程(平成 11 年 4 月 1 日規程第 7 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この規程は、職員が公務を遂行するについてその必要により公用車以外の車等(以下「私用車」という)を使用する場合について必要な事項を定めるものとする。

(私有自動車等の使用)

第 2 条 私用車を使用する場合とは、公用車又は公的交通機関を利用できない場所、あるいは利用できない事情によりやむを得ず私用車を使用する場合をいう。

(使用手続)

第 3 条 私用車を使用する者は、あらかじめ私用車の公務使用願(別表、以下「使用願」という)を提出し、事務局長又は消防長(以下「事務局長等」という)の承認を得なければならない。ただし、緊急の場合又はその他の事情によりあらかじめ承認を得ることができなかった場合は、事後において承認を得るものとする。

(承認基準)

第 4 条 事務局長等は、使用願により第 2 条の事由並びに以下に定める事項を確認し、承認する。

- (1) 自動車損害賠償責任保険に加入していること。
- (2) 任意自動車損害保険に次の限度額以上加入していること。

ア 対人賠償責任保険	無制限
イ 対物賠償保険	1,000 万円
- (3) 過去 3 ヶ年間重大な過失による事故歴のない者。
- (4) 整備点検等が行なわれている車であること。

2 私用車の使用を承認した後、その使用が使用願記載事項を逸脱して使用される可能性があることを認める場合、又は使用された場合はその承認を取り消すことがある。

(旅費の支給)

第 5 条 私用車を公務に使用することを承認された旅行に対する旅費は、次の各号により支給する。

- (1) その走行距離に km 当り 15 円を乗じた額。
- (2) やむを得ず有料道路を利用した場合は、現に支払った額。

(損害賠償責任等)

第 6 条 私用車使用の承認を受けその使用中事故により損害を受け、あるいは損害を与えた場合使用者は第 4 条第 1 項第 1 号並びに第 2 号の限度額の範囲内で賠償責任を負

う。ただし、承認の条件又は予想されない事情による場合で事務局長等が認めた場合はその限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(廃止)

2 私用車の公務使用に関する規程（平成 11 年 4 月 1 日規程第 24 号）は廃止する。

附 則（平成 17 年 12 月 26 日 規程第 15 号）

この規程は、平成 17 年 12 月 27 日から施行する。

別表（第3条関係）

私 用 車 の 公 務 使 用 願

平成 年 月 日

木曾広域連合長 殿

所属
職氏名 ㊟

次のとおり旅行命令を受けましたが、下記の事由により個人所有の自動車等を使用して旅行したいと思います但よろしいでしょうか。

尚、自動車等の安全運転、管理については十分注意し迷惑をかけないよう旅行します。

記

- 1 旅行月日 年 月 日から 年 月 日
- 2 旅行の目的
- 3 旅行の目的地
- 4 私用車を使用する理由
- 5 使用する私用車の所有者及び登録番号等
 - (1) 所有者氏名
 - (2) 登録番号
 - (3) 自動車損害賠償責任保険 加入 非加入
 - (4) 任意自動車損害保険加入の状況

対人賠償保険加入金額	万円
対物賠償保険加入金額	万円
- 6 法定点検及び事故等
 - (1) 整備点検等 済 未済
 - (2) 過去3年間の過失による事故歴
無 有（詳細記入）